

|              |              |
|--------------|--------------|
| 発信元          | 琴浦町          |
| 担当課          | 上下水道課        |
| 担当者          | 入江佳吾         |
| 連絡先          | 0858-55-7807 |
| 令和5年4月14日(金) |              |

## 「 琴浦町下水道審議会からの答申 」

～琴浦町ではじめての下水道使用料の適正なあり方について答申～

主 催 琴浦町（担当課：上下水道課）  
日 時 令和5年4月24日（月） 14時00分～15時00分  
場 所 琴浦町役場 本庁舎1階 町長室

### 【背景】

- ・琴浦町の下水道事業は平成3年から始まり、令和3年度に主要な整備を完了した。
- ・今後、人口減少による使用料収入の減少、老朽化に伴う改築・更新費用の増加により下水道事業の経営状況は厳しさを増すことが予想される。
- ・経営改善に向けて広く意見を求めることを目的として、令和4年10月に町長からの諮問を受けて、琴浦町下水道事業審議会を設置した。

（審議会会長 鳥取短期大学生生活学科情報・経営専攻教授 道前 緑ほか委員6名）

- ・令和4年10月から令和5年3月まで計4回「下水道使用料の適正なあり方について」下水道事業審議会を開催した。

### 【使用料の現状】

- ・町の下水道料金（農業集落排水使用料を含む。）は、一般家庭は世帯員数によって計算する人頭制、事業所は水道使用量によって計算する従量制で算定している。
- ・この度の下水道使用料改定は琴浦町の下水道事業においてはじめてとなる。  
（消費税増税時の使用料の改定を除く）

### 【答申内容】

- ・一般家庭も従量制へ変更することが望ましいとの結論を得た。
- ・町水道を使用していない家庭は、世帯員数に応じた認定水量を適用し下水道使用料を算定する。

### 【今後の取組】

- ・令和5年度中に下水道使用料に関連した条例改正を予定している。
- ・令和6年度の下水道料金改定に向けて住民への周知、広報を行う。